

青森県報

号外第二十三号

令和四年
三月三十日
(水曜日)

目 次

人事委員会

- 人事委員会規則七―二七（警察職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則……………（職員課）…一
- 人事委員会規則七―五一（へき地手当等）の一部を改正する規則……………（同）…一
- 人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を改正する規則……………（同）…三
- 人事委員会規則七―一一（特勤勤務手当等）の一部を改正する規則……………（同）…四
- 人事委員会規則二―一六（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則……………（同）…五
- 人事委員会規則二―一九（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則……………（同）…六

人事委員会

人事委員会規則七―二七（警察職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―二七（警察職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―二七（警察職員の特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二条第七項第三号中「生活安全企画課」を「生活保安課」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―五一（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―五一（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―五一（へき地手当等）の一部を次のように改正する。

別表第一、別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第一 へき地学校（第二条関係）

小学校

学 校 名	所 在 地	級 別 区 分
常盤野小学校	弘前市大字常盤野字湯の沢四五の四	一級
市浦小学校	五所川原市相内岩井八五	
おおぞら小学校	三沢市大字三沢字庭構一〇八四の三三	
奥内小学校	むつ市大字奥内字中野四〇	
川内小学校	むつ市川内町休所五の一	
車力小学校	つがる市車力町屏風山一の二二四	
今別小学校	東津軽郡今別町大字今別字中沢二〇五	
修道小学校	西津軽郡深浦町大字関字析沢八五の一	

常盤野中学校	学校名	所在地	区級別
四	深浦小学校	西津軽郡深浦町大字深浦字寅平六の六	二級
	小泊小学校	北津軽郡中泊町大字小泊字砂山一〇七六の三	二級
	甲地小学校	上北郡東北町字往来ノ下五〇	二級
	尾駮小学校	上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一三〇四の一	二級
	千歳平小学校	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎三九六	二級
	南小学校	上北郡六ヶ所村大字倉内字湯沢一八の二	二級
	奥戸小学校	下北郡大間町大字奥戸字館ノ上九六の六九	二級
	風間浦小学校	下北郡風間浦村大字易国間字古野一八の二	二級
	佐井小学校	下北郡佐井村大字佐井字糠森一〇三の三	二級
	上郷小学校	三戸郡田子町大字山口字道前二の一	二級
清水頭小学校	三戸郡田子町大字田子字清水頭一八	二級	
脇野沢小学校	むつ市脇野沢瀬野川目八五の二	二級	
三厩小学校	東津軽郡外ヶ浜町字三厩桃ヶ丘一	二級	
いわさき小学校	西津軽郡深浦町大字正道尻字小磯一三の二	二級	
泊小学校	上北郡六ヶ所村大字泊字川原七五の一七	二級	
十和田湖小学校	十和田市大字奥瀬字十和田湖畔字樽部四二〇	三級	
牛滝小学校	下北郡佐井村大字長後字牛滝川目九九	四級	

施設名	所在地	区級別
市浦中学校	五所川原市相内岩井八一	二級
第三中学校	三沢市大字三沢字庭構一〇八四の三三	二級
近川中学校	むつ市大字奥内字江豚沢一の二	二級
川内中学校	むつ市川内町休所五の一	二級
車力中学校	つがる市車力町屏風山一の二二四	二級
今別中学校	東津軽郡今別町大字山崎字山崎一〇八の二	二級
深浦中学校	西津軽郡深浦町大字深浦字蘆野六〇	二級
大戸瀬中学校	西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榊原上野二〇八の二三	二級
小泊中学校	北津軽郡中泊町大字小泊字砂山一〇七六の三	二級
第一中学校	上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一〇五四	二級
第二中学校	上北郡六ヶ所村大字倉内字湯沢一一二の一	二級
風間浦中学校	下北郡風間浦村大字易国間字古野一八の一	二級
佐井中学校	下北郡佐井村大字佐井字中道七五	二級
新郷中学校	三戸郡新郷村大字西越字佐野平二一	二級
脇野沢中学校	むつ市脇野沢瀬野川目八五の二	二級
泊中学校	上北郡六ヶ所村大字泊字川原七五の一七	二級
十和田湖中学校	十和田市大字奥瀬字十和田湖畔字樽部四二〇	三級
三厩中学校	東津軽郡外ヶ浜町字三厩下平五の一	三級
牛滝中学校	下北郡佐井村大字長後字牛滝川目九九	四級

南通地区学校給食共同調理場	むつ市大字奥内字江豚沢一の二	一級
西通学校給食センター	むつ市川内町休所五の一	
車力学校給食センター	つがる市豊富町屏風山一の三七七	
学校給食センター	東津軽郡今別町大字今別字中沢二〇五	
六ヶ所村学校給食センター	上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一三二二の二	
十和田湖畔学校給食センター	十和田市大字奥瀬字十和田湖畔字樽部四二〇	三級

別表第二 準へき地学校 (第二条関係)

小学校

学 校 名	所 在 地
裾野小学校	弘前市大字十面沢字轡二九三
松陽小学校	十和田市大字八斗沢字砂土路一四の一六一
大間小学校	下北郡大間町大字大間字狼丁三七の二

中学校

学 校 名	所 在 地
裾野中学校	弘前市大字十面沢字湯ヶ森四〇
大間中学校	下北郡大間町大字大間字大間平三一の一

別表第三 特地学校 (第二条関係)

小学校

学 校 名	所 在 地
四和小学校	十和田市大字米田字高谷一四〇

中学校

学 校 名	所 在 地
四和中学校	十和田市大字米田字高谷一四〇

附 則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてへき地学校等として指定されていた学校又は共同調理場で施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位となる学校又は共同調理場(へき地学校等として指定されないこととなるものを含む。)は、改正後の人事委員会規則七一五一(へき地手当等)(以下「改正後の規則」という。)第二条の規定にかかわらず、施行日の前日に当該学校又は共同調理場に勤務する職員で施行日以後当該学校又は共同調理場に引き続き勤務することとなるものに係るへき地手当の支給については、令和七年三月三十一日までの間(その期間内に当該学校又は共同調理場が級別区分の異なるへき地学校等に該当することとなった場合又はへき地学校等に該当しないこととなった場合)にあつては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間)、施行日の前日の級別区分によるへき地学校等とみなす。この場合において、へき地手当の月額算定は、改正後の規則第三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額を基礎として、行うものとする。

- 一 施行日の前日における給料月額
- 二 前号に掲げる給料月額を基礎とする教職調整額に相当する額
- 三 施行日の前日における扶養手当の月額

人事委員会規則七一六七(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七一六七(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中 「青い森鉄道専門監 世界文化遺産登録専門監」 を「青い森鉄道専門監」に、

「地域県民局地域農林水産部水産事務所副所長（区分十類のものを除く。）」に、「原子力センター次長」を 「原子力センター次長」を 「美術統括監」に、 「東青地域県民局地域農林水産部青森地方水産業改良普及所長」を 「東青地域県民局地域農林水産部東青地方水産事務所副所長」に改め、同表監査委員の事務部局の項中「課長」を「次長」に改め、同表選挙管理委員会の事務部局の項中「事務局長」を削り、同表人事委員会の事務部局の項中「二類」を「四類」に、「課長」を「次長」に改め、同表労働委員会の事務部局の項中「課長」を「次長」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「少年自然の家所長」を「少年自然の家所長」に、「郷土館副館長」を「郷土館内丸山遺跡センター所長」に、「郷土館副館長」を「郷土館副館長」に改め、同表警察の項中

「監査室長 調査官 施設調査官 会計指導官 会計調査官 研究管理官 給与管理官 情報管理調査官 交通管理調査官 調整指導官 副参事」を 「副参事 研究管理官」に改める。

「郷土館副館長」に、「郷土館副館長」を「郷土館副館長」に改め、同表警察の項中

「郷土館副館長」に、「郷土館副館長」を「郷土館副館長」に改め、同表警察の項中

「郷土館副館長」に、「郷土館副館長」を「郷土館副館長」に改め、同表警察の項中

「郷土館副館長」に、「郷土館副館長」を「郷土館副館長」に改め、同表警察の項中

「郷土館副館長」に、「郷土館副館長」を「郷土館副館長」に改め、同表警察の項中

「郷土館副館長」に、「郷土館副館長」を「郷土館副館長」に改め、同表警察の項中

「郷土館副館長」に、「郷土館副館長」を「郷土館副館長」に改め、同表警察の項中

「郷土館副館長」に、「郷土館副館長」を「郷土館副館長」に改め、同表警察の項中

「郷土館副館長」に、「郷土館副館長」を「郷土館副館長」に改め、同表警察の項中

「郷土館副館長」に、「郷土館副館長」を「郷土館副館長」に改め、同表警察の項中

「郷土館副館長」に、「郷土館副館長」を「郷土館副館長」に改め、同表警察の項中

「郷土館副館長」に、「郷土館副館長」を「郷土館副館長」に改め、同表警察の項中

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 特地公署（第二条関係）

公 署	所 在 地	区 級 分 別
外ヶ浜警察署三厩警察官駐在所	東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町五	一級地
外ヶ浜警察署今別警察官駐在所	東津軽郡今別町大字今別字中沢一七の六	
むつ警察署脇野沢警察官駐在所	むつ市脇野沢本村二二三	
鱒ヶ沢警察署轟木警察官駐在所	西津軽郡深浦町大字轟木字亀ヶ崎一六五の一	
鱒ヶ沢警察署岩崎警察官駐在所	西津軽郡深浦町大字岩崎字松原五一の一七	
五所川原警察署小泊警察官駐在所	北津軽郡中泊町大字小泊字築上一五の六	
鱒ヶ沢警察署深浦交番	西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎三三三の五	二級地
大問警察署佐井警察官駐在所	下北郡佐井村大字佐井字八幡堂一六の二	
十和田警察署十和田湖警察官駐在所	十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋四八六	
木造高等学校深浦校舎	西津軽郡深浦町大字広戸字家野上九五の一五七	一級地

別表第二 準特地公署（第一条関係）

公 署	所 在 地
上北地域民局地域整備部 むつ小川原港管理 原子力センター	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎五二 一の二 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇 の二
外ヶ浜警察署平館警察官駐在所	東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸湯の沢一の六
大間警察署	下北郡大間町大字大間字大間平二〇の九一
大間警察署風間浦警察官駐在所	下北郡風間浦村大字下風呂字畑尻ノ下八三の一
むつ警察署川内警察官駐在所	むつ市川内町川内八二の三
むつ警察署近川警察官駐在所	むつ市大字中野沢字大近川一八の二
むつ警察署白糠警察官駐在所	下北郡東通村大字白糠字前田四四の一九二
むつ警察署岩屋警察官駐在所	下北郡東通村大字岩屋字往来一七二
野辺地警察署尾駁交番官駐在所	上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附三四九の二
野辺地警察署横浜警察官駐在所	上北郡横浜町字屋敷形六三の一一
鯨ヶ沢警察署北金ヶ沢警察官駐在所	西津軽郡深浦町大字関字柝沢六〇の六
鯨ヶ沢警察署大間越警察官駐在所	西津軽郡深浦町大字大間越字宮崎浜一一の一八
つがる警察署車力警察官駐在所	つがる市豊富町屏風山一の八一八
五所川原警察署相内警察官駐在所	五所川原市相内岩井八一の一〇六
五所川原警察署内湯警察官駐在所	北津軽郡中泊町大字薄市字玉清水二一の六二
六ヶ所高等学校	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎三〇

大間高等学校
下北郡大間町大字大間字大間平二〇の四三
むつ養護学校
むつ市大字奥内字栖立場一の一〇

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において特地公署として指定されていた公署で施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位となる公署（特地公署として指定されないこととなるものを含む。）は、改正後の人事委員会規則七一一一（特地勤務手当等）（以下「改正後の規則」という。）第二条の規定にかかわらず、施行日の前日に当該公署に勤務する職員で施行日以後当該公署に引き続き勤務することとなるものに係る特地勤務手当の支給については、令和七年三月三十一日までの間（その期間内に当該公署が級別区分の異なる特地公署に該当することとなった場合又は特地公署に該当しないこととなった場合）にあつては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間）、施行日の前日の級別区分による特地公署とみなす。この場合において、特地勤務手当の月額算定は、改正後の規則第三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額を基礎として、行うものとする。

- 一 施行日の前日における給料月額
- 二 前号に掲げる給料月額を基礎とする教職調整額に相当する額
- 三 施行日の前日における扶養手当の月額

人事委員会規則二二一六（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則二二一六（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則二二一六（職員の退職管理に関する規則）の一部を次のように改正

する。

別表中第三号を削り、同表第四号を同表第三号とし、同表第五号を同表第四号とし、同表第六号中「つくしが丘病院長」の下に「(法第三条第三項第一号の二に規定する地方公営企業の管理者が就く場合を除く。)」を加え、同号を同表第五号とする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

人事委員会規則一三一九(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則一三一九(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則一三一九(職員の育児休業等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条第四号イ(3)」を「第二条第四号イ(2)」に改める。

第七条中「第二十六条第二号ロ」を「第二十六条第二号」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(発行者・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円